泊村子どもの未来応援プラン

2019年度～2024年度



２０１９年３月

北 海 道　泊 村

目　　　　次

[第１章　計画の策定にあたって 1](#_Toc5270233)

[１　計画策定の趣旨 1](#_Toc5270234)

[２　計画の位置づけ 1](#_Toc5270235)

[３　計画期間 1](#_Toc5270236)

[４　子どもの貧困対策に関する国の動き 2](#_Toc5270237)

[５　子どもの貧困対策に関する北海道の動き 3](#_Toc5270238)

[第２章　貧困の現状 4](#_Toc5270239)

[１　全国の状況 4](#_Toc5270240)

[２　泊村の状況 5](#_Toc5270241)

[３　子どもの生活実態調査の結果 7](#_Toc5270242)

[第３章　基本的な考え方 19](#_Toc5270243)

[第１節　基本理念と施策の方向性 19](#_Toc5270244)

[第２節　施策の展開 21](#_Toc5270245)

[第４章　計画の推進体制と進行管理 28](#_Toc5270246)

[第１節　地域全体で支える体制の構築 28](#_Toc5270247)

[第２節　計画の進行管理 28](#_Toc5270248)

# 第１章　計画の策定にあたって

## 　１　計画策定の趣旨

「平成28年国民生活基礎調査」によると、平成27年時点の日本の子どもの貧困率は13.9％となっています。前回調査（平成24年時点）と比べると低下したものの、およそ７人に１人が相対的貧困の状況のもとで暮らしていることがうかがえます。

こうした子どもたちの厳しい状況などを背景に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年８月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等をとりまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

大綱では、「日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である」との認識のもと、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることの重要性を謳っています。

本村においても、法や大綱の趣旨に鑑み、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現を目指した取組を総合的、効果的に推進するため、「泊村子どもの未来応援プラン（泊村子どもの貧困対策推進計画）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

## 　２　計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえつつ、村政の最上位計画である「泊村総合計画」及び関連計画となる「泊村子ども・子育て支援事業計画」等との調和を図った上で、本村が取り組む子どもの未来を応援するための施策・事業を効果的かつ着実に実行していくための計画です。

## 　３　計画期間

本計画の計画期間は、2019年度（平成31年度）から2024年度までの６年間としますが、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要な場合には計画内容の見直しを図ることとします。

なお、2025年度以降については、2025年度から2029年度を計画期間とする「第３期泊村子ども・子育て支援事業計画」の中に子どもの貧困対策を盛り込み、計画を推進することとします。

## 　４　子どもの貧困対策に関する国の動き

### （１）子どもの貧困の社会問題化

日本においては、これまで様々な社会保障制度が展開され、社会全体で人々の暮らしを守り、個人の尊厳を守るためのサービスを展開してきました。一方で、そうした社会保障制度の狭間で孤立し、必要なサービスを受けることができない人が少なくないことも明らかになり、社会問題の１つとして取り上げられるようになりました。

そうした中で、親等の保護下にあるため、見えにくかった子どもの貧困状態が少しずつ明らかになりました。2010年（平成22年）のOECD加盟国の子どもの貧困率と比較すると、日本は34か国中25位（昇順）と、先進国の中でも比較的高い水準にあります。

■子どもの貧困率の国際比較（2010年）



[出典]内閣府「平成26年版子ども・若者白書」

### （２）「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年６月に成立、平成26年１月17日に施行されました。

◆子どもの貧困対策の推進に関する法律（抄）

（基本理念）

第二条　子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

２　子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### （３）「子供の貧困対策に関する大綱」の制定

平成26年８月、国は、法に基づき、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針とともに、子どもの貧困率や生活保護世帯に属する子どもの進学率、ひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、指標の改善に向けた当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取組を明示しています。

### （４）「子供の未来応援国民運動」の推進

大綱では、子どもの貧困対策に取り組むにあたって、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開することとしています。

これを受け、平成27年４月２日の「子供の未来応援国民運動」発起人集会において同国民運動の趣意書が採択され、同趣意書に基づく各種事業について、その具体化に向けて取り組まれています。

運動の一環として、専用のホームページを立ち上げ、すべての子どもたちがそれぞれの夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指した様々な取組に関する情報を提供しています。

## 　５　子どもの貧困対策に関する北海道の動き

国の動向等を踏まえ、北海道においても生活保護世帯やひとり親家庭の増加が続いていることから、法律に定める計画として平成27年度から5年間を計画期間とする「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、教育・福祉・労働等の各部局が連携し、幅広い分野にわたって策定されている、関連分野の計画に基づき推進される施策と連動を図りながら、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進しています。

また、毎年度、計画に掲げる指標の推移や目標値の達成状況、事業実績を把握し、計画の適切な管理を行っています。

# 第２章　貧困の現状

## 　１　全国の状況

厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率及び子どもの貧困率は平成24年まで増加傾向にありましたが、平成27年には減少に転じています。

また、子どもがいる現役世帯では、「大人が１人」と「大人が２人以上」の世帯の間には40ポイントから50ポイントほどの差があり、特に「大人が１人」の世帯が苦しい生活状況にあることがうかがえます。

■子どもの貧困率の推移



[出典]厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

■子どもがいる現役世帯の貧困率の推移



[出典]厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

## 　２　泊村の状況

### （１）保育所、小・中学校の児童・生徒数の状況

保育所の入所者数及び小・中学校の児童・生徒数はおおむね減少傾向にあり、平成29年の保育所入所者数は33人、小学生は85人、中学生が50人となっています。

■保育所、小・中学校の児童・生徒数の推移



[出典]泊村保健福祉課（各年４月１日現在）

### （２）要保護・準要保護児童・生徒の状況

平成25年以降、小学校の要保護児童は０人で推移しましたが、準要保護児童は平成28年に10人となった後、平成29年には５人となっています。

中学校の要保護児童も０人で推移しており、準要保護児童は平成28年から６人で横ばいに推移しています。

■小学校の要保護・準要保護児童数の推移　　　■中学校の要保護・準要保護生徒数の推移

　 

[出典]泊村保健福祉課

### （３）ひとり親世帯の状況

本村の母子世帯、父子世帯の合計世帯数は平成17年の22世帯から減少傾向にあり、平成27年には10世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移



[出典]総務省「国勢調査」

### （４）児童扶養手当受給者数の状況

児童扶養手当の受給者数は平成25年度から増加傾向にあり、平成27年度に17人となりましたが、平成28年も17人で横ばいに推移した後、平成29年度には13人と減少に転じています。

■児童扶養手当受給者数の推移



[出典]泊村保健福祉課

## 　３　子どもの生活実態調査の結果

### （１）調査の概要

泊村子どもの未来応援プラン策定にあたり、子どもやその保護者の生活実態を把握し、適切な支援につなげていくための基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 調査対象 | 保護者調査：泊村に在住する小学校高学年及び中学生の保護者全員子ども調査：泊村に在住する小学校高学年及び中学生全員 |
| 調査期間 | 2019年２月 |
| 調査方法 | 郵送による調査票の配布・回収 |
| 回収率 | 保護者調査：62.1％（配布数58票、回収数36票）子ども調査：53.1％（配布数81票、回収数43票）合　　　計：56.8％（配布数139票、回収数79票） |

### （２）世帯年収の分類について

厚生労働省が公表している相対的貧困率の算出は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯を「相対的貧困層」と定義しています。

本調査における保護者向け調査では、回答率を高めるため、世帯年収の回答方法を「記述式の数値」ではなく「100万円を単位とした年収範囲を示す選択肢」から回答する方式としました。

そのため、世帯年収の集計結果の中央値である「400～500万円未満」を基準とし、所得階層の分類を下記のとおりとします。

■世帯年収と所得階層の分類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所得階層 | 世帯年収 | 所得階層の概要 |
| 所得階層Ⅰ | ０～400万円未満 | 世帯年収の中央値未満 |
| 所得階層Ⅱ | 400万円以上 | 世帯年収の中央値以上 |

### （３）就労と世帯年収

#### ①世帯年収と家族形態

|  |
| --- |
| 本村の世帯年収の分布は、「300～400万円未満」及び「500～700万円未満」がともに27.8％で最も多くなっています。北海道の調査結果と比べると、本村は400万円未満が北海道と比べて多く、所得階層別でみても所得階層Ⅰの割合が北海道よりも多い状況にあります。家族形態を所得階層別にみると、ひとり親世帯はすべて所得階層Ⅰとなっており、生活の苦しさがうかがえます。 |

≪世帯年収≫



≪所得階層≫



≪家族形態（泊村）≫



#### ②母親の就労

|  |
| --- |
| 母親の就労形態を所得階層別でみると、所得階層Ⅰは「パート・アルバイト」が58.8％で最も多く、「正規の職員・従業員」はいない結果となっています。勤務形態は所得階層Ⅰは所得階層Ⅱと比べて「土曜出勤」が多く、「日曜出勤」は少ない状況です。 |

≪母親の就労形態≫



≪母親の勤務形態≫



#### ③家計の収支と貯金の状況

|  |
| --- |
| 家計の収支状況を所得階層別でみると、所得階層Ⅰは「赤字であり貯金をとりくずしている」（11.8％）、「赤字であり借金をして生活している」（17.6％）の合計29.4％は家計が赤字の状況にあります。また、現在の貯金の状況をみても、所得階層Ⅰは貯金が100万円未満である世帯が76.4％を占めており、生活のやりくりの大変さを示している結果となっています。 |

≪家計の収支状況≫



≪現在の貯金の状況≫



### （４）健康と受診抑制

#### ①保護者の健康状態と受診抑制

|  |
| --- |
| 保護者の健康状態をみると、所得階層Ⅰは「健康である」が70.6％で所得階層Ⅱと比べて16.9ポイント低い状況です。また、所得階層Ⅰの必要な時に医療受診を控えたことがある割合は41.2％で所得階層Ⅱの約２倍となっている状況です。 |

≪保護者の健康状態≫



≪保護者が医療機関等の受診を控えた割合≫



#### ②子どもの健康状態と受診抑制

|  |
| --- |
| 子どもの健康状態をみると、所得階層Ⅰは「健康である」が82.4％で所得階層Ⅱと比べて5.1ポイント低い状況です。また、所得階層Ⅰの必要な時に医療受診を控えたことがある割合は35.3％で所得階層Ⅱよりも10.3ポイント多い状況です。 |

≪子どもの健康状態≫



≪子どもが医療機関等の受診を控えた割合≫



### （５）子どもの所有と経験

#### ①所有の状況

|  |
| --- |
| 自分専用の携帯電話、スマートフォンを所有している割合は、所得階層Ⅰと所得階層Ⅱの差異は5ポイントとなっていますが、子ども部屋、自分専用の勉強机及び友達と遊びに行くためのおこづかいは、所得階層Ⅰの所有割合は所得階層Ⅱを大きく下回っています。 |

≪自分専用の携帯電話、スマートフォンの所有状況≫



≪子ども部屋の所有状況≫



≪自分専用の勉強机の所有状況≫



≪友達と遊びに行くためのおこづかいの有無≫



#### ②経験の状況

|  |
| --- |
| 各家庭における行事やイベントなどの子どもの経験を「よくあった」「ときどきあった」の合計でみると、七五三や入学式など特別な日の晴れ着を用意してもらうことや参観日に親が見に来ることに関しては所得階層の間に大きな差異はありませんが、家族で宿泊旅行に行くことは、所得階層Ⅱの80.9％に対して、所得階層Ⅰは52.6％と28.3ポイント下回っています。 |

≪七五三や入学式など特別な日の晴れ着を用意してもらうこと≫



≪参観日に親が見に来ること≫



≪家族で宿泊旅行に行くこと≫



### （６）子どもの学びと学校生活

#### ①学校の成績

|  |
| --- |
| 学校の成績の自己認識を「よいほう」でみると、所得階層Ⅰは15.8％で所得階層Ⅱの33.3％と比べて17.5ポイント下回っています。また、所得階層Ⅰは「どちらかというとよくないほう」「よくないほう」の合計が所得階層Ⅱを上回っており、所得階層Ⅰの学校の成績に対する自己認識は所得階層Ⅱよりも低い人が多い状況です。 |

≪学校の成績の自己認識≫



#### ②塾や習い事

|  |
| --- |
| 塾や習い事に行っているかどうかを所得階層別でみると、所得階層Ⅰは「行っている」が35.3％で所得階層Ⅱの75.0％を大きく下回っています。学校の成績の自己認識と併せて考えると、所得階層Ⅰに対して教育の支援が必要であると考えられます。 |

≪塾や習い事に行っているかどうか≫



#### ③学校のことで困っていること

|  |
| --- |
| 子どもが学校のことで困っていることは、「特に困っていることはない」が所得階層にかかわらず多い状況にあります。困っていることの中では、所得階層Ⅰは「将来（進路）のことを分かりやすく教えてほしい」が21.1％で所得階層Ⅱよりも多くなっています。 |

≪学校のことで困っていること≫



### （７）子どもの将来

#### ①将来の進学希望

|  |
| --- |
| 子どもが将来どの段階まで進学したいかを子どもにたずねたところ、所得階層Ⅰは「高校まで」が42.1％で最も多く、次いで「まだわからない」が36.8％で続いています。また、所得階層Ⅰは「大学またはそれ以上」が5.3％にとどまっており、所得階層Ⅱの33.3％を大きく下回っています。 |

≪将来の進学希望≫



#### ②子どもに教育を受けさせるためのお金の準備状況

|  |
| --- |
| 子どもに教育を受けさせるためのお金の準備状況は、所得階層Ⅱが「貯金や学資保険などで準備を始めている」（93.8％）が最も多いのに対し、所得階層Ⅰは「まったく目処はついていない」（47.1％）が最も多い状況です。 |

≪子どもに教育を受けさせるためのお金の準備状況≫



#### ③子どもに関する悩み

|  |
| --- |
| 保護者に対して子どもに関する悩みをたずねたところ、所得階層Ⅰは「子どもの学習や進路」が47.1％で最も多く、次いで「子どもの発達やしつけ」が23.5％で続いています。子どもが学校のことで困っていることにおいても、進路に関することをわかりやすく教えてほしいの回答が多く、教育や将来の進路に関する情報提供が求められていると考えられます。 |

≪子どもに関する悩み≫



### （８）必要とされている支援

#### ①必要とされている支援

|  |
| --- |
| 保護者に対して、現在必要な支援をたずねたところ、所得階層Ⅰは「保育や学校費用の軽減」が58.8％で最も多く、次いで「子どもの居場所づくり」「住宅支援」「医療や健康にかかわるサポート」がいずれも41.2％で続いています。また、おおむねすべての選択肢で所得階層Ⅰは所得階層Ⅱよりも回答割合が多くなっています。子どもの貧困対策を考える上では、経済的な支援だけではなく、子どもの居場所づくり、医療や健康などの生活、子どもの教育など様々な面で支援が求められている状況です。 |

≪必要とされている支援≫



# 第３章　基本的な考え方

## 第１節　基本理念と施策の方向性

### （１）基本理念

本村における子どもを取り巻く状況としては、アンケート調査結果を見ても、所得階層によって将来の進路希望が大きく異なることが伺えました。こうしたことを踏まえ、本村における子どもの貧困対策として、以下の基本理念を設定し、各種施策を推進していくこととします。

村民創意ですべての子どもを

守り・育て、可能性を育むまち

### （２）数値目標

　指標については、北海道が独自に指標目標を設定し、生まれ育った環境によって左右されることが

ないよう、子どもが自分の未来を切り拓いていけるようにするために、相談支援の充実を図るとともに、

教育の支援や生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援についての取り組みを推進しています。

　本村は人口規模が小さく、ひとり親世帯、児童扶養手当受給者数などは近年減少していますが、経済

的な支援だけではなく、医療や健康などの生活、子どもの教育など現行施策を住民に周知し、情報提供を行い、以下の目標指数とします。

■数値目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
| 所得階層Ｉ世帯の子どもが将来（進路）のことをわかりやすく教えてほしいと回答する割合（アンケート調査） | 21.1％ | 20％ |
| 所得階層Ｉ世帯で子どもの学習や進路の悩みがあると回答した割合（アンケート調査） | 47.1％ | 43％ |
| 所得階層Ｉ世帯で子どもの発達やしつけの悩みがあると回答した割合（アンケート調査） | 23.5％ | 20% |

### （３）施策の方向性

## 第２節　施策の展開

### （１）教育支援

#### ①教育現場における総合的な子どもの貧困対策

##### ア　施策の方向性

就学前教育及び小中学校において、関係者が互いに連携し、確かな学力と豊かな心の育成に努めながら、いじめ防止対策や相談体制を構築し、総合的に子どもの貧困対策を推進します。

##### イ　主な事業

| 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 確かな学力と豊かな心の育成 | 　就学前の子どもたちの主体性を尊重し、子どもの最善の利益を保障しながら、豊かな心を育む保育を行います。 | 保健福祉課 |
| コミュニティ・スクール推進事業 | 学校運営協議会（小・中学校合同）を設置し、学校・地域・家庭が一体となって学校をサポートする取り組みを推進し、地域に開かれた信頼される学校づくりを支援します。 | 教育委員会 |
| こころの健康教育 | 小学校２年生を対象とした人権教室を開催し、人の心を傷つけることがないよう、誰とでも平等に接する心を養います。 | 教育委員会 |
| 人権教室の開催 | 人権擁護委員を招き、中学校の全生徒を対象に講演を実施します。 | 教育委員会 |
| 児童・生徒アンケート及び個人面談の実施 | 年２回のいじめアンケートを行い、そのアンケートを基に個別の面談時間を設け、個々の悩みに関する相談を行います。 | 教育委員会 |
| スクールカウンセラー事業（道事業） | 小学校・中学校へ年10回程度、スクールカウンセラーを派遣します。 | 教育委員会 |
| くらし・しごと相談 | 失業や借金など生活上の困り事を抱えている方の相談に応じます。 | 保健福祉課 |
| 24時間子どもＳＯＳカード配布 | 大人に助けを求めることは大切であることを知ってもらうため、24時間子どもＳＯＳカードを配布します。 | 教育委員会 |
| 保護者向けＳＯＳの気づきの啓発 | 子ども相談支援センターのポスター掲示を行い、来校した保護者が相談できる機関の周知を行います。 | 教育委員会 |
| 放課後児童クラブ利用料の軽減 | 世帯状況や所得状況により利用料の減免を行い、保護者の負担を軽減します。 | 保健福祉課 |
| 障がい児教育の実施 | 小中学校では、特別支援学級で、個別の教育課程による教育を行います。また、トイレ等、施設面の整備や視聴覚教材などを取り入れた授業づくりを行っています。 | 教育委員会 |

#### ②就学前教育にかかる経済的負担の軽減

##### ア　施策の方向性

貧困の連鎖を解消することを目的に、保育料の負担軽減を図ります。

##### イ　主な事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
| 保育所保育料の軽減 | 保育料低階層（第1～第4の一部）の世帯のうち、多子・ひとり親・障害者の世帯に対して国・道で軽減措置を設けています。\*昭和47年より保育料は改定せず低額。 | 保健福祉課 |

#### ③就学支援の充実

##### ア　施策の方向性

義務教育の就学に必要な支援を行うとともに、高校進学に向けた学力向上のための機会提供を図ります。

##### イ　主な事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
| 就学祝金 | 　小学校入学時及び高等学校入学時各1回、祝金を支給します。但し、村内に1年以上居住し、引き続き3年以上村内に居住できる方を対象とします。 | 企画振興課 |
| 就学援助費の支給 | 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助（学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費などの補助）を行い、義務教育を円滑に実施します。 | 教育委員会 |
| 泊村立学校修学旅行費用助成事業 | その学校の修学旅行計画書の１人当たり経費総額の２分の１の額を助成します。 | 教育委員会 |

#### ④大学等進学に対する教育機会の提供

##### ア　施策の方向性

修学の意欲ある子どもを支援します。

##### イ　主な事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
| 育英資金の貸付 | 経済的理由により高等学校以上の進学が困難な生徒に対して育英資金を貸し付けることにより、生徒が等しく教育を受ける機会を確保します。 | 総務課 |

  **ウ**　**関係団体等が実施する事業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業の概要 | 実施主体 |
| 生活福祉資金貸付制度教育支援資金 | 低所得世帯を対象に、入学時支度金や支援費を無利子で貸与し、教育を受ける機会を確保します。 | 泊村社会福祉協議会 |

#### ⑤生活困窮世帯等への学習支援及びその他教育支援

##### ア　施策の方向性

生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援を行います。

##### イ　主な事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
| 子どもの学習支援事業 | 　小中学校共に希望者に対して、夏季・冬季休業中にそれぞれ3日間学習支援を行います。 | 教育委員会 |

### （２）生活支援

#### （１）保護者の生活支援

##### ア　施策の方向性

生活に窮する子育て家庭における経済的負担の軽減や健康管理意識の啓発、子育てに関する支援を総合的に行います。

##### イ　主な事業

| 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| おや？おや？安心サポートシステム事業 | サポート票を用い、年2回保育所で全入所児の観察を行い、結果をもとにケース検討会を実施。保育士と保健師が対象者の情報を共有し、支援方法を検討し、必要に応じ個別支援につなげます。 | 保健福祉課 |
| 食育の推進 | 調理することを通して楽しみながら、食品を賢く選べる力の獲得、食による健康増進への理解を目標に、小学生に栄養教室を実施しています。 | 保健福祉課 |

#### （２）子どもの生活支援

##### ア　施策の方向性

地域、学校、家庭が相互に連携して、子どもの生活習慣の改善や居場所づくりを推進します。

##### イ　主な事業

| 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 食育の推進 | 朝食の充実を家庭に啓発するとともに、学校給食での食育指導を推進し、地産地消の意識や食の大切さなどを給食時時間に指導している。 | 教育委員会 |
| 子どもの居場所づくり推進事業 | 公民館や学校・地域が連携して、地域伝統体験学習や英会話教室などの子供たちが安心して学び活動できる講座等を実施し、子どもの成長を支援します。 | 教育委員会 |
| 学校給食の実施 | 学校給食法に基づき、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとして、また、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものとして、小学校、中学校において学校給食を実施している。 | 教育委員会 |

#### （３）支援する人員の確保等

##### ア　施策の方向性

児童相談は様々なケースがあり、その背景も複雑な場合が多くなっています。関係機関との連携はもとより、相談員のレベル向上を図ります。

##### イ　主な事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
| 児童相談事業 | 児童虐待などの問題を抱える子どもや家庭からの相談に応じ、適切な支援を行うことにより、子どもの福祉を図り、権利を擁護することを目的とします。住民からの相談に応じるとともに、児童虐待などを地域全体で防止するため、泊村児童対策協議会を活用することで、子どもに関する問題の解消、児童虐待などの未然防止と早期発見につなげます。 | 保健福祉課 |

#### （４）その他の生活支援

##### ア　施策の方向性

妊娠期からの切れ目のない支援を行うとともに、住環境や子育て環境の整備を推進します。

##### イ　主な事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
| 母子手帳交付 | 母子手帳交付の際の面談時に生活環境の聞き取りで支援の必要がある場合は、関係機関と情報共有を図りながら個別支援につなげます。 | 保健福祉課 |
| 乳幼児健診 | ２～14か月児、１歳６か月児、３歳児とその保護者を対象に、年４回集団健診として問診・小児科医師診察・栄養指導・歯科指導・保健指導を行います。乳幼児の疾病または異常の早期発見と健全な成長発達を促し、保護者の育児不安解消に努めます。 | 保健福祉課 |
| 乳幼児歯科健診 | 児の歯科健診結果により支援が必要なケースあった場合、関係機関と連携し支援を行います。 | 保健福祉課 |
| 子育て支援センターの運営 | 保育士の資格を持つスタッフが子育て支援センターに常勤することで、利用者へ適宜助言を行い、保護者の子育てに伴う不安解消につなげます。また、気になる親子については関係機関との情報共有により、早期の包括的な支援につなげます。 | 保健福祉課 |
| 育児ママ交流会 | 保育所未入所児と保護者を対象に、季節の行事を中心とした遊びやイベントを毎月１回開催します。参加者間の交流を図ることで、母親同士の仲間づく | 保健福祉課 |
| にっこり子育て支援事業 | 支援を要する（希望する）子育て中の保護者が良好な親子関係を構築できるよう、トレーニングを実施します。支援者と参加者が日頃の育児の悩みに応じた解決方法を共有することで、保護者の育児不安軽減と親子の健全な子育てを促します。 | 保健福祉課 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
| 賃貸住宅家賃助成 | 民間住宅の家賃助成について勤務先等から受けた住宅手当等の控除額の家賃に対して、3万円を超える額を支給し限度額を5万円とします。但し、世帯収入800万円を超える世帯は対象外となります。 | 企画振興課 |
| 住宅新築等奨励金 | 住宅建設及び中古住宅の購入、住宅改修にについてそれぞれの限度額に応じ助成を行います。 | 企画振興課 |

### （３）就労支援

**ア　施策の方向性**

就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、意欲ある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。

**イ　主な事業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
| 就労相談 | ハローワークと連携して本人の希望にあった就労先を紹介するなど就労支援を実施する。 | 産業課 |

### （４）経済的支援

##### ア　施策の方向性

各種経済的支援制度を適正に利用してもらえるよう、制度の普及・啓発を行うとともに、自立に向けた支援を行っていきます。

##### イ　主な事業

| 事業名 | 事業の概要 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 児童養育奨励金 | 村内で中学校3年生までの児童等を養育している場合、奨励金を支給します。児童の誕生した月の翌月から15歳到達後の最初の3月31日までを対象とし、転入の場合は村内に住所を有した月の翌月からとし、転出の場合は、村内に住所を有しなくなった日の属する月までとします。 | 企画振興課 |
| ひとり親家庭等医療費支給事業 | ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の一部を支給することにより、健康の保持及び増進、保護の向上と福祉の増進を図ります。 | 住民生活課 |
| 子ども医療費助成事業 | 　子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに子育て世代の負担の軽減を図ります。　0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部（保険分）を支給します。 | 住民生活課 |
| 生活保護支給 | 生活保護支給における教育扶助は、①義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品②義務教育に伴って必要な通学用品③学校給食その他義務教育に伴って必要なもの、について金銭給付を行います。 | 保健福祉課 |
| 母子福祉資金貸付事業の相談受付 | 母子福祉資金貸付事業（母子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために必要な資金を貸付）を受けるために相談に応じます。 | 保健福祉課 |
| 児童扶養手当支給事業 | 父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の推進を図ることを目的として、児童を監護する母または養育者に、児童が満18歳に達した年度末まで手当を支給します。 | 保健福祉課 |

**ウ**　**関係団体等が実施する事業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業の概要 | 実施主体 |
| 日常生活自立支援事業 |  福祉サービス利用援助事業に関する業務を行い、金銭管理等の生活再建に向けた支援を行います。 | 泊村社会福祉協議会 |
| 愛情資金貸付事業 | 一時的な生活困窮者へ資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長促進を支援します。 | 泊村社会福祉協議会 |
| 生活福祉資金貸付制度 | 低所得世帯や障がい者世帯等を対象に、生業資金・療養資金・教育支援資金・住宅改修資金・自動車購入資金（障がい者）・冠婚葬祭資金などを低利（教育支援資金は無利子）で貸与し、一時的な経済的困窮を支援します。 | 泊村社会福祉協議会 |

# 第４章　計画の推進体制と進行管理

## 第１節　地域全体で支える体制の構築

子どもの貧困は、当事者の心理的な要因もあり、目には見えにくい課題の１つとなっていますが、困難を抱える子どもやその保護者は日常生活の折々でシグナルを発しています。子どもが発するシグナルを的確に把握するため、行政だけではなく、学校や地域、民生委員・児童委員、医療機関、支援団体、社会福祉協議会などといった様々な関係機関が連携・協力体制を構築する必要があります。本村においても、泊村全体で困窮状態にある子どもとその保護者を支援するため、各関係機関との連携を深めるとともに、情報共有を進めていきます。

## 第２節　計画の進行管理

本計画の計画期間においても、国や道の施策・動向を注視しつつ、必要な見直しは随時行うものとしますが、平成31年度策定予定の子ども・子育て支援計画に事業・連携体制の整備を網羅します。また、

社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化を捉えながら、各事業の見直し・改善を図るとともに、必要な調査等を行い、子どもの貧困の課題に資する施策の推進に努めます。

泊村子どもの未来応援プラン（仮称）

* 泊村子どもの貧困対策計画　–

平成31年3月31日

**編集　泊村役場　保健福祉課**

〒045-0202　北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191－7

TEL　 0135-75-2134　FAX　0135-75-3168

ホームページ　http://www.vill.tomari.hokkaido.jp